

令和4年1月21日

令和4年第1回神奈川県議会臨時会

産業労働常任委員会資料

(令和4年1月21日付託分)

産業労働局

令和3年度1月補正予算

I	令和3年度1月補正予算総括表【産業労働局関係】	1
II	令和3年度1月補正予算の内容【産業労働局関係】	2
III	令和3年度1月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】	3

(注) 数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和3年度1月補正予算総括表【産業労働局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科 目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 1月補正 予算 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,889,419	0	7,889,419	—	—	—	—	
(項)労政費	4,742,690	—	4,742,690	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	536,549,655	41,126,400	577,676,055	41,126,400	—	—	—	
(項)商工総務費	510,353,959	41,126,400	551,480,359	41,126,400	—	—	—	感染症拡大防止協力金事 業費
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	20,838,246	—	20,838,246	—	—	—	—	
小 計	544,439,074	41,126,400	585,565,474	41,126,400	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	544,439,074	41,126,400	585,565,474	41,126,400	—	—	—	

(特別会計)

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

(一般会計+特別会計)

産業労働局 ・労働委員会合計	547,272,953	41,126,400	588,399,353					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和3年度1月補正予算の内容【産業労働局関係】

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等向け・第16弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

感染症拡大防止協力金事業費

(1) 目的

令和4年1月21日から2月13日まで、県内全市町村において、まん延防止等重点措置を実施することに伴い、県からの要請に応じた飲食店等を支援する。

(2) 内容

県からの要請に協力し、5時から21時まで又は5時から20時までの時間短縮営業を行う飲食店等に、売上高等に応じた協力金を交付する。

(3) 予算額 41,126,400千円

【議案（予算3年度予算）3頁 臨県第7号議案】

Ⅲ 令和3年度1月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 商工費			41,126,400
	1 商工総務費		41,126,400
		感染症拡大防止協力金事業費	41,126,400
産業労働局計			41,126,400

(第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針

令和4年1月19日

Kanagawa Prefectural Government

まん延防止等重点措置の区域と期間

【対象区域】

県内全市町村

【実施期間】

令和4年1月21日（金）から
2月13日（日）まで（24日間）

Kanagawa Prefectural Government

まん延防止等重点措置の内容

県民向け	一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）		
飲食店	時短等	【マスク飲食実施店認証店】	①と②のどちらかを 認証店が選択可能
		① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時） 協力金：2.5～7.5万円/日	
② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日			
【非認証店】			
	人数	1テーブル4人以内	
大規模 集客施設等	入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守		
イベント	【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可
大声なし	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

Kanagawa Prefectural Government

県民の皆さんに対して

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
※生活に必要な場合の例
 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
 必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
 生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）

飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等	○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【マスク飲食実施店認証店】</th> <th>【非認証店】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)</td> <td>5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> </tr> <tr> <td>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記①と②のどちらかを認証店が選択</td> </tr> </tbody> </table>	【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】	①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日	②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日		上記①と②のどちらかを認証店が選択
【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】							
①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日							
②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日								
上記①と②のどちらかを認証店が選択								
	○利用者の人数制限(法第24条第9項) 1テーブル4人以内 ※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし)							
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)							
大規模集客施設等	○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請 (法第31条の6第1項、令第5条の5)							
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)							

Kanagawa Prefectural Government

イベントに対して

イベント	○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可
	大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可
安全計画策定			2万人を上限として収容定員まで可
	<p>※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」</p> <p>※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要 ・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提</p> <p>※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。</p>		
	○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)		
	○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)		

Kanagawa Prefectural Government

その他

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけ
 - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

飲食店等に対する協力金（第16弾）について

対象区域	県内全市町村		
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
想定対象店舗数	約40,000店舗		
飲食店の区分	マスク飲食実施店認証店 ※どちらかを店舗ごとを選択可能		非認証店
協力金の交付要件 (1/21~2/13の24日間)	要請区分	要請 A	要請 B
	営業時間	・ 5時から21時まで	・ 5時から20時まで
	酒類提供時間	・ 酒類の提供は11時から20時まで	・ 酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)
	その他の交付要件	-	-
	○1テーブル4人以内。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する会場）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし		○1テーブル4人以内
協力金の算定方法	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(前々、前々々)年の売上高×0.3」のいずれか低い額)</p> <p>※全期間、Aの要請内容を満たした場合の1日当たり交付額 ※期間の途中でA⇒BまたはB⇒Aの要請内容に変更した場合は、全期間この金額を交付</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p> <p>※全期間、Bの要請内容を満たした場合の1日当たり交付額 ※期間の途中でAの要請内容に変更した場合は、全期間Aの金額を交付</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p>
先行交付	実施しない		
予算額	協力金403億2,000万円 + 事務費 8億640万円 = 411億2,640万円		

協力金の1日当たり交付額(売上高方式)

○1月21日の要請開始日までに、【要請A】又は【要請B】を選択し、該当する掲示物を店先等に掲示。
○途中変更は可能とするが、その場合、全期間【要請A】の協力金交付額(@2.5万円~7.5万円/日)を適用。

① マスク飲食実施店認証店

要請A

・ 全期間、21時までの時短(酒類提供20時まで)



1日当たり
交付額

2.5万円~
7.5万円

要請B

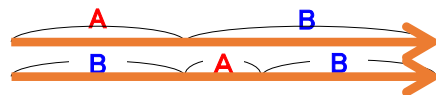
・ 全期間、20時までの時短(酒類提供なし)又は休業



3万円~
10万円

途中変更

・ 期間中、1日でも20時を超えて営業(21時までの時短)又は酒類を提供



2.5万円~
7.5万円

② 非認証店

要請C

・ 全期間、20時までの時短(酒類提供なし)又は休業



3万円~
10万円

注) 1月21日の要請開始日に各店舗の時短営業等の準備が間に合わない場合は、準備が整い次第開始していただき、要請終了日(2月13日)まで継続していただいた場合に、時短営業を開始した日から要請終了日までの協力金を交付します。

【凡例】

A : 21時までの時短営業(酒類提供20時まで)

B : 20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業

※ 1日でも20時を超えて営業(21時まで)又は酒類を提供した場合は、要請期間を通じて、2.5~7.5万円となります

C : 20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業